

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

令和2年8月25日 午前 8時59分 開 議

---

出 席 委 員

委員長 川 村 成 二  
副委員長 櫻 井 繁 行  
委 員 矢 口 龍 人  
委 員 中 根 光 男  
委 員 古 橋 智 樹

---

欠 席 委 員

委 員 来 栖 丈 治

---

委 員 外 議 員

議 長 加 固 豊 治  
副 議 長 岡 崎 勉

---

出 席 説 明 者

市 長 坪 井 透  
市長公室長 小松塚 隆 雄  
総務部長 木 村 俊 夫

---

出 席 書 記 名

議会事務局長 前 島 嘉 美  
議会事務局補佐 石 毛 一 朗  
議会事務局 澤 田 幸 一

---

## 議 事 日 程

令和2年8月25日（火曜日）午前 8時59分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
  - (1) 令和2年第3回定例会の運営について
    - ・提出予定案件の概要について
    - ・請願等の取り扱いについて
  - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

---

開 議 午前 8時59分

○川村成二委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（坪井 透君）

改めまして、おはようございます。

第3回定例会招集告示日に市議会運営委員会を開催いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

議員の皆様には既にご報告しておりますけれども、かすみがうら市におきましても新型コロナウイルス感染症患者が2名確認されております。

市といたしましても、今後の状況を注視しつつ、茨城県や関係機関と連携を図りながら、市民の皆様様の安心・安全を守るため、感染拡大の防止に努めてまいりたいと思っております。

さて、現在、東京都をはじめ、都市部を中心に新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。

茨城県内におきましても増加傾向にありまして、茨城コロナN e x tの指標が、ステージ2からステージ3へ引き上げられている状況でございます。

また、茨城県におきましては、業種別の感染防止対策ガイドラインといばらきアマビエちゃんの組合せによります感染防止対策を実施しております。

さらに、8月18日の茨城県知事記者会見によりますと、発生予防・蔓延防止と社会経済活動との両立を図るための県独自の条例を制定する考えを示しているところであります。

本市におきましては、既に全ての公の施設で登録を済ませておりますので、今後はプレミアム商品券の取り扱い店舗や各種補助事業の必須要件として、民間事業者の登録を推進するとともに、市民の皆様様に利用を促してまいりたいと考えており、今回提案します補正予算案に反映をしているところであります。

新型コロナウイルスへの警戒を継続しつつ、引き続きまして感染症対策や生活支援、経済対策など

全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、第3回定例会に提出予定の議案につきまして、ご説明させていただきます。

今期定例会に提出予定しております議案につきましては、全部で14件でございます。

内訳といたしましては、報告案件が2件、条例に関する議案が1件、予算に関する議案が2件、決算に関する議案が6件、その他の議案が3件でございます。

なお、概要につきましては、担当部長から説明させますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、加固議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（加固豊治君）

改めまして、おはようございます。

開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、6月30日に貴委員会に諮問させていただきました令和2年第3回定例会の運営につきまして、引き続きご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、6月30日付け全国市議会議長会から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてのお願いがございました。

つきましては、貴委員会のご意見を賜りたくお願い申し上げます。

次に、市長の専決処分事項の指定について、地方自治法の改正に伴い、条項の整理が必要となることから、議員提出議案として定例会最終日に提案をお願いするものであります。

詳細につきましては、議会事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

---

○川村成二委員長

本日の事件は、（1）令和2年第3回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（木村俊夫君）

おはようございます。

それでは私から、今回提出する案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

提出します案件は14件となっております。予算決算を除く議案についてのご説明をさせていただきます。

まず、報告につきましては、報告第8号と報告第9号の2件でございますが、報告第8号は財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告となっております。

続きまして、報告第9号でございます。こちらは市道路の瑕疵に起因する事故が起きておりまして、そちらの和解が成立したことによります報告となっております。

続きまして、第40号でございますが、こちらは条例に関する議案として提出をさせていただきます。地方自治法等の一部改正に伴いまして、その監査委員条例及び水道事業と下水道事業の設置に関する条例について、関係する条例を整理させていただくものでございます。

続きまして、その他の議案でございます。

議案第49号につきましては、新治地方広域事務組合の解散についての案件となっております。

続きまして、議案第50号につきましては、新治地方広域事務組合の解散に伴う財産の処分についての内容となっております。

最後に、議案第51号でございますが、霞台厚生施設組合の変更に伴いまして、新施設の運用開始に当たり規約の一部を変更するものとなっております。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

それでは、予算関係の議案について説明をさせていただきます。

議案概要書の4ページになります。

議案第41号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5258万9000円を追加するものでございます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止と生活支援や中小企業等の支援による経済対策とともに、補助金等の特定財源の活用、さらにはイベント等の中止に伴う減額を計上しております。

歳入の主なものにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金、子ども・子育て支援交付金と、県から新型コロナウイルス対策として配分される地域企業活力向上応援事業費補助金で、そのほか雪入ネイチャーセンターの改修に係る自然環境整備交付金、公共施設等管理計画に基づく施設解体に係る除却債などとなっております。

歳出につきましては、議案概要書の7ページ、予算の概要となります。

1番の交通事業者等支援金、2番、テレワーク環境構築業務委託、3番、確定申告用パーテーション、飛びまして9番、子育て応援給付事業に関する事務経費、11番、感染症対策事業、16番のうち学生応援ふるさと便事業、そして20番、常備消防事業のうち手洗い自動水栓化、また22番、23番の学校保健事業、さらに24番、修学旅行キャンセル負担金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

また、16番事業のうち、プレミアム商品券につきましては、県の地域企業活力向上応援事業費補助金を活用して、5,000円で販売する1万円の商品券を1世帯当たり1冊を追加するとともに、新しいビジネスモデル構築支援事業に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から財源振り替えを行っております。これらは登録事業者や申請者等がいばらきアマビエちゃんへの登録と利用を要件とすることで、県から交付を受けることが可能となるものでございます。

そのほか、8番、ひとり親世帯臨時特別給付金や6番、旧霞ヶ浦高齢者センター解体工事、10番の放課後児童クラブ感染症対策品、18番、雪入ふれあいの里ネイチャーセンター改修工事、19番、アクティビティコミッションなど、特定財源を活用することとしております。

次に、議案第42号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ381万5000円を追加するものでございます。

15ページからの議案第43号から議案第48号につきましては、各会計におきます令和元年度決算に

ついて地方自治法及び地方公営企業法に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

なお、今回の決算審査特別委員会における説明方法について、一部変更させていただきたいと考えておまして、主な内容といたしましては、歳入につきましては、前年度より大きく増減のある事項について決算書にて説明をさせていただきます。歳出につきましては、決算書並びに政策に係る成果説明書でご説明をさせていただきたいと考えております。昨年度使用しました成果説明書につきましては、主要事業のみであったものを政策事業全般に拡大するとともに前年度決算額内訳、予算額及び指標等区分等を記載するなど、事務事業シートに近い内容に拡充を図っております。

詳細については、全員協議会でご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それではないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時13分]

次に、請願等の取り扱いについてを議題といたします。

令和2年第2回定例会以降、本日までに請願書及び意見書（案）をそれぞれ1件ずつ受け付けております。

それでは、請願書等をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時13分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時13分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」につきましては、文教厚生委員会に、また、全国市議会議長会からの「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」につきましては、総務委員会に付託の上、審査することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、（2）その他でございますが、市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務長（前島嘉美君）

それでは、説明させていただきます。

先ほど、議長のご挨拶にもありましたとおり、地方自治法の改正によりまして条項の改正が生じることから、市長の専決処分事項の指定についてを議員提出議案として提出していただき、議会の議決が必要となるものでございます。

資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表でございます。4項に記載のとおり、法第243条の2第8項を、法第243条の2の2第8項に改正するものでございます。

この改正につきましては、4ページ、5ページの記載のとおり、地方自治法の改正によるものであります。法第243条の2に別の条文、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が追加され、今まで法第243条の2であった職員の賠償責任が繰り下がり、法第243条の2の2となったものでございます。条項の改正が必要となったものでありまして、条文の内容につきましては、改正はございません。これらにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限とされているもののうち、軽易な事項を市長に委任するものであります。

戻っていただいて、3ページ、附則の部分でございます。

1、この議決の効力は、議決の日から生じるものとする。

2としまして、市長の専決処分事項の指定については、平成21年3月24日に議決をされておりまして、そちらを廃止して、新たに議決することとなります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それではないようですので、ここでお諮りいたします。

市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限とされているもののうち、軽易な事項を市長に委任するものであります。よって、地方自治法の改正により、条項の整理が必要となることから、本職が提出者、議会運営委員会が賛成者となり、定例会最終日に提案することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。

それでは、答申（案）をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時17分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時18分]

それでは、答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、お諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時19分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長      川 村 成 二